

# 税の申告の準備は お早めに

平成26年分の確定申告の受付期間は、2月16日(月)～3月16日(月)ですが、柏税務署では2月3日(火)から確定申告書作成会場を開設します。確定申告書や手引きは市役所、各行政サービスセンターでも配布しています(枚数に限りがあります)。

## 申告に必要な書類

- ◎給与所得者：給与所得の源泉徴収票(原本)
- ◎年金受給者：公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ※年金振込通知書ではありませんのでご注意ください。
- ◎営業や農業等の事業所得者、不動産所得者：収支内訳書または青色申告決算書
- ◎生命保険料・地震保険料の支払いのある方：控除証明書(原本)
- ◎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納付書や口座振替で支払った方：納付済確認書(納付済確認書は1月中旬に担当課から発送。また、年金天引きの方の保険料は公的年金等の源泉徴収票に記載されているため書類は不要)
- ◎国民年金の支払いのある方：日本年金機構から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収証書(いずれも原本)
- ◎医療費控除を受ける方：領収証(原本)※事前に合計金額を集計してください。医療費の補てん金がある場合は、その金額がわかる書類
- ◎障害者控除を受ける方：障害の等級のわかる障害者手帳の写し、または障害者控除対象者認定書
- ※源泉徴収票が複数ある場合は全て必要です。紛失し

た場合は支払者に再発行を依頼してください。  
※年末調整済み分の控除の書類は必要ありません。この他にも申告内容に応じて必要な書類があります。

## 確定申告は柏税務署に

市内の申告会場では、市・県民税の申告、作成済みの確定申告書のお預かり、簡単な確定申告書の作成相談を行います。次の方は、柏税務署に相談してください。  
①自営業、農業、不動産業、外交員など事業系の所得がある方  
②土地、建物、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得がある方  
③青色・訂正・過年分・平均課税の申告をする方  
④入居後初めての住宅借入金等特別控除、雑損控除、政党等(公益社団法人・NPOなど)寄附金等特別控除、外国税額控除、給与所得者の特定支出控除を受ける方  
⑤国外に扶養する親族がいる方、外国人の方、亡くなった方の申告をする方  
⑥相続税・贈与税・消費税の申告をする方  
⑦申告分離課税、FX取引、先物取引、上場株式等の配当所得と上場株式等の譲渡損失との間で損益通算の申告をする方  
⑧その他、特殊な内容を含む申告をする方  
※柏税務署の駐車場は、4月中旬まで使用できません。

## 年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告は必要ありません(この場合でも所得税の還付申告をすることができます)。なお、所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・県民税の申告が必要な場合(源泉徴収票に記載されている控除以外の控除の適用を受ける場合など)があります。

## 市・県民税の申告

市・県民税の申告が必要と思われる方には、1月23日に市・県民税申告書を発送しました。同封の返信用封筒で、3月16日(月)までに届くように提出してください。申告書が届いていない場合は課税課までご連絡ください。

## 柏税務署からのお知らせ

た場合は支払者に再発行を依頼してください。  
※年末調整済み分の控除の書類は必要ありません。この他にも申告内容に応じて必要な書類があります。

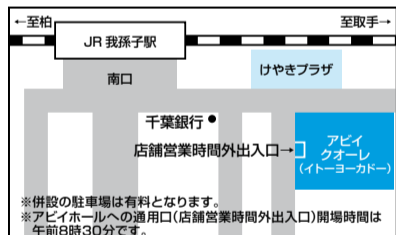
## 市が開設する申告会場

日程	場所	受付時間	内容
2月9日(月)・10日(火)	布佐南近隣センター	9時～11時30分 13時～15時30分	◎市・県民税の申告受付 ◎作成済みの確定申告書のお預かり(柏税務署に回送) ◎簡単な確定申告書の作成相談
2月12日(木)・13日(金)	湖北地区公民館		
2月16日(月)～ 3月16日(月)の平日 ただし、2月22日(日)、 3月1日(日)は開設	アビイコオーレ(イトーヨーカドー我孫子南口店)3階・アビイホール	9時～11時30分 13時～16時	

※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。  
※今年は、新木近隣センターでの申告受付は行いませんのでご注意ください。

### アビイホールのご案内

今年も申告会場は、アビイコオーレ(イトーヨーカドー我孫子南口店)3階にあるアビイホールです(地図参照)。市役所での申告受付は行っていませんのでご注意ください。



## 確定申告作成上の注意点 ～「住民税に関する事項」の記入を～

確定申告書第二表の「住民税に関する事項」(下図は確定申告書A)について該当する場合は、省略せず全て正確に記入してください。記入がないと、住民税の配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除等が受けられない場合があります。特に「16歳未満の扶養親族」欄は住民税の非課税限度額の算定などに必要ですので必ず記入してください。(右図参照)

16歳未満の扶養親族がいる方は必ず記入してください

住民税に関する事項	
扶養親族の氏名・住所	扶養親族の氏名・住所
扶養親族の生年月日	扶養親族の生年月日
別居の場合の住所	別居の場合の住所
給与・公的年金等に係る所得以外(平成27年4月1日において16歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	給与から差引き 自分で納付
配当に関する住民税の特例	非居住者の特例
配当割額控除額	配当割額控除額
都道府県・市区町村	都道府県・市区町村
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

## 問

「確定申告 柏税務署」  
☎714602321  
「市・県民税の申告」  
課税課・内線357

## パブリックコメント

### 我孫子市子ども発達支援計画(案)について

趣旨 発達に支援が必要な子どもに対し、ライフステージに応じた一貫した子どもの発達への支援方針を構築するために市の計画を策定するものです。  
公表期間 2月18日(水)まで  
提出先 〒270-1119  
2市役所手賀沼課(住所省略可)・内線467、☎7185-5869、✉susu.ikatu@city.abiko.chiba.jp

### 「共通」

閲覧場所 各担当課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、あびこ市民プラザ、各図書館分館、各近隣センター、市ホームページ  
意見提出の方法 意見提出書(各閲覧場所、市ホームページに用意)に記入のうえ、公表期間中に①各担当課へ郵送、ファクス、Eメール、ちば電子申請サービス、持参②閲覧場所の窓口へ提出③備え付けの意見書投函箱に投函

### 手賀沼親水広場等活用計画(案)について

趣旨 手賀沼親水広場等を水環境保全啓発施設として引き続き運営することを条件に、千葉県から移譲を受ける予定です。それに伴い、移譲後の活用計画を策定す



## 我孫子市平和事業推進市民会議委員募集

市では、平和事業に関するイベントなどの企画・運営を行う市民会議委員を募集します。この会議は、我孫子市平和事業推進条例に基づき組織され、公募委員のほか、市民団体の代表、市内の大学や高校に通う学生などで構成されています。

任期 平成29年3月31日まで(2年間)

対象・定員 市内在住の方、2人(ほかの審議会などの委員に委嘱されている方は除きます)

選考方法 選考委員会委員による選定

応募方法 2月20日(金)(必着)で持参・郵送。「市が実施する平和事業についての意見やアイデアなどについて」を800字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日、電話番号を明記(様式不問)。

申・問 〒270-1192市役所企画課(住所省略可) ☎7185-1426